

2012年2月20日 全10頁

# 社会保障・税一体改革大綱（税制概要）

資本市場調査部 制度調査課  
吉井 一洋

## 税制部分のポイント

### [要約]

- 2012年2月17日、政府は「社会保障・税一体改革大綱」を閣議決定した。内容は、1月6日に政府・与党社会保障改革本部が決定した「社会保障・税一体改革素案」とほぼ同じものである。
- 大綱では、年金、医療、介護などの社会保障制度を持続可能なものとするため、給付は高齢者、負担は現役世代という現在の制度を見直し、子ども・子育て支援などを中心に、未来への投資という性格を強め、全世代対応型の制度としていく方向性を示している。
- さらに、社会保障の安定財源確保のため、消費税率を2014年4月から8%、2015年10月から10%に引き上げることとしている。消費税の逆進性緩和のためには、給付付き税額控除制度の導入などを行うこととしている。
- 格差の是正、所得や資産の再分配機能回復の観点から、所得税の最高税率を45%に引き上げる、上場株式等の10%税率を廃止し金融所得課税一体化を推進する、2011年度改正や2012年度大綱で先送りされた相続税の課税強化・贈与税の軽減措置を実施する、などとしている。
- その他、高齢者・年金に対する課税の見直し、法人課税の見直し・地方法人課税の見直しなども検討課題として挙げられている。
- 以下では、社会保障・税一体改革大綱の税制の部分についてとりまとめる。

## 1. 消費税

◎大綱では、消費税について下記を実施することとしている。

- ◆消費税率（国及び地方）を、2014年4月1日から8%（国税が6.3%、地方消費税が1.7%）、2015年10月1日から10%（国税が7.8%、地方消費税が2.2%）に、段階的に引き上げる。
- ◆税率は「単一税率」を維持する。
- ◆消費税収（国）は法律上は全額社会保障4経費（制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付と少子化対策費用）に充当することを明確化することで社会保障目的税化・財源化する。
- ◆消費税収（地方（現行の地方消費税を除く））は、現行の基本的枠組みを変更しないことを前提として、その用途を明確化する（消費税収の社会保障財源化）。具体的な方法については、地方団体の意見を踏まえて検討して結論を出すこととしている。

- ◆逆進性の問題も踏まえ、2015年度以降の社会保障・税共通番号（マイナンバー）制度の本格稼働・定着後の実施を念頭に、関連する社会保障制度の見直しや所得控除の抜本的な整理とあわせ、総合合算制度や給付付き税額控除等、再配分に関する総合的な施策を導入する。これらの実現前においては、暫定的・臨時的な措置として簡素な給付措置を実施する。
- ◆社会保険診療は、非課税の取扱いとする。医療に係る消費税のあり方については、引き続き検討する。住宅取得に関しては、金額が大きく、消費税率引上げ前の駆け込み需要とその反動等の影響が大きいことを踏まえ、必要な措置について財源も含め総合的に検討する。
- ◆事業者免税点制度や簡易課税制度は維持する。その上で、消費税制度に対する信頼性確保のため、制度の不適切利用に対処する観点から見直しを行う。具体的には下記の対応を実施する。
  - ・事業者免税点制度について、資本金1,000万円未満の新設法人であっても、その新設法人が5億円超の課税売上高を有する事業者が直接又は間接に支配する法人（親族、関連会社等を含めた資本の持分比率が50%超の会社）として設立された場合は、設立当初2年間は課税事業者にする等の措置を講じる。2014年4月1日以後新設する法人に対して適用される。
  - ・簡易課税制度のみなし仕入率について、実態調査を更に実施し、その結果を踏まえた上で、みなし仕入率の水準について必要な見直しを実施する。
  - ・中間申告義務のない事業者にも自主的に中間申告を行うことを可能とする。2014年4月1日以後開始する課税期間から適用する。
- ◆いわゆるインボイス制度は導入しない。

## 2. 消費税以外の消費課税等

◎大綱では、下記を行うこととしている。

- ◆酒税、たばこ税、石油関係諸税等については、個別間接税を含む価格に消費税が課される国際的な共通ルールを踏まえ、国及び地方の財政状況、課税対象品目を巡る環境の変化、国民生活への影響等を勘案しつつ、これまでの税制改正大綱で示された方針に沿って、引き続き検討することとしている。これまでの大綱で示された方針とは以下を指すものと思われる。
  - ・個別間接税に関しては消費税との二重課税が生じているため、特定の政策目的を含め、課税の趣旨を明確にすべきである。
  - ・特定の財・サービスが環境や健康などに影響をもたらす時に、それが好影響である時には税負担を軽減し、悪影響である時には税負担を課するという「グッド減税・バッド課税」の考え方に立ち、健康に配慮した税制や地球規模の課題に対応した税制の検討を進める。
- ◆たばこ税については、これまでの税制改正大綱で、国民の健康の観点から、たばこの消費を抑制するため、税率を引き上げていく方向性が示されている。2012年度税制改正大綱では、2013年度税制改正以降の税率引上げにあたっては、たばこの消費や税収、葉たばこ農家、小売店、製造者等に及ぼす影響を十分見極めつつ判断すること、復興財源確保法に基づく日本たばこ産業株式会社の株式の処分及びその保有のあり方の検討との整合性に留意することが述べられている。
- ◆酒税については、類似する酒類間の税負担の公平も踏まえ、アルコール度数に着目した税制とする方向で、消費税率の引上げに併せて見直しを行う方向で検討する。
- ◆石油関連諸税のうち、揮発油税、地方揮発油税及び軽油引取税については、道路特定財源制度がなくなり、暫定税率（2008年4月から2018年3月の10年間）が廃止された後も、厳しい財政事情や、地球温暖化対策の観点から、当分の間は廃止前の税率水準を維持することとされてきた。大綱では、燃料課税

について、地球温暖化対策の観点から当分の間税率が維持されていることや2012年度税制改正において地球温暖化のための対策税として石油石炭税の上乗せを行うことを踏まえ、引き続き検討を行うこととされており、明確な方向性は示されていない。

- ◆自動車取得税及び自動車重量税に関しては、国・地方を通じた関連税制のあり方の見直しを行い、安定的な財源を確保した上で、地方財政に配慮しつつ、「簡素化、負担の軽減、グリーン化の観点から見直しを行う」こととしている。
- ◆印紙税については、建設工事請負契約書、不動産譲渡契約書及び領収書について負担軽減を検討することとしている。

### 3. 所得課税

#### (1) 税率構造

- ◎大綱では、高い所得階層ほど、負担が大きく低下しているとの認識に基づき、高い所得階層に負担を求めるなど所得再分配機能の回復を図る観点から、下記を行うこととしている。
- ◆所得税の最高税率を現行の40%から45%に引き上げる（課税所得5,000万円超の部分）。個人住民税の10%を合わせると、最高税率は現行の50%から55%に引き上げられる。
- ◆この改正は2015年分の所得税から適用する。

#### (2) 金融所得課税

- ◎大綱では、金融所得間の課税方式の均衡化と損益通算の範囲拡大を柱とする、金融所得課税の一体化に向けた取組みを進める必要があるとしている。
- ◎上場株式等の配当・譲渡所得等については、経済金融情勢が急変しない限り、下記の措置を確実に実施することとしている。さらに、円滑にその実施が行われるよう、関係府省に対して、証券会社・銀行等とともに、所要の準備を進めることを求めている。
- ◆現行の10%税率を2014年1月からは20%に引き上げる。
- ◆日本版ISA(少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置)を2014年1月から導入する。
- ◎上記について、現行制度を継続するのであれば、2013年度税制改正で手当てする必要があるが、よほどのことがない限りは、現行制度の延長には応じない旨を、改めて示したものであると思われる。
- ◎大綱では、2013年度税制改正において、公社債等に対する課税方式の変更及び損益通算範囲の拡大を検討することとしている。「等」の中に公社債投資信託などは含まれると思われるが、預貯金の利子なども含まれるかは明確ではない。

#### (3) 諸控除

- ◎社会保障改革の具体的な内容や、給付付き税額控除の導入を巡る議論も踏まえた上で検討することとされている。
- ◎成年扶養控除については、2011年度税制改正大綱では、以下の①・②のいずれかに該当する場合については控除を維持し、いずれにも該当しない場合には控除を適用しないものとしていた。
  - ①扶養親族が、学生・「障害者、要介護認定者その他心身の状況等により就労が困難な扶養親族（以下、障害者等）」・65歳以上の高齢者のいずれかに該当する場合

## ②納税者本人の合計所得金額が 400 万円以下の場合

(ただし、納税者本人の合計所得金額が 400 万円超 500 万円以下の場合は、控除額が段階的に縮減するよう、負担調整措置をとる)

当初の 2011 年度税制改正法案では上記の改正内容が盛り込まれていたが、その後、実際に行われた改正においては実現しておらず、2012 年度税制改正大綱においても盛り込まれなかった。大綱では 2011 年度税制改正大綱の考え方や、関連する社会保障制度の内容も踏まえながら改めて検討することとしている。

- ◎配偶者控除については、同制度を巡る様々な議論、課税単位の議論、社会経済状況の変化等を踏まえながら、引き続き検討することとしている。
- ◎給与所得控除については、給与所得者の必要経費に比べて過大になっていないか等の観点から、実態を踏まえつつ、今後、さらにそのあり方について検討することとされている。

## (4) 高齢者・年金に関する税制

- ◎大綱では、高齢者であっても経済力のある方にはそれに見合った負担を求め、世代内の公平性を確保する必要がある、年金受給者は給与所得者に比べて課税最低限が高いなど、税制上優遇されており、世代間の公平性も確保する必要があるといった観点から、下記の方向性を示している。
  - ◆公的年金等控除について、その仕組みを見直すなど、種々の方策を検討する必要がある。
  - ◆(民主党の 2009 年衆議院選挙のマニフェストに記載されている) 老年者控除復活の議論、配偶者控除の見直しと年金課税との関係、現在雑所得に分類されている「年金所得」を独立させるなどの所得区分の見直しに関する議論等について併せて検討を行っていく。
  - ◆年金課税のあり方については、今後の年金制度改革の方向性も踏まえた上で、見直していく。
- ◎公的年金等控除については、控除額の減額による年金受給者への課税強化を目指しているものと思われるが、他方で、老年者控除を復活させた場合は、高齢者の課税軽減となり、高齢者に対する課税強化と課税軽減のいずれの方向を目指すのが必ずしも明確ではない。

## (5) 個人住民税

- ◎大綱では、「地域社会の会費」として住民がその能力に応じて広く負担を分かち合うという個人住民税の基本的性格を踏まえることが必要とした上で、下記の方向性を示している。
  - ◆税率構造については、比例税率の構造を維持することを基本として検討する。
  - ◆所得控除は控除項目・金額ともに所得税の範囲内であることや政策的な税額控除は極めて限定的であることを踏まえるとともに、所得税における諸控除等の見直しや低所得者への影響にも留意しつつ、検討する。
  - ◆個人住民税の所得割は前年所得に課税することとされている。これについて現年課税化を図るかについては、社会保障・税共通番号制度導入の際に、関係者の事務負担も考慮した上で、検討する。

## 4. 法人課税

- ◎復興特別法人税の課税期間が終了する 2015 年度以降は、法人税率の 4.5%の引下げが実現する。
- ◎大綱では、その後も引き続き、雇用と国内投資拡大の観点から、上記税率引下げの効果や主要国との競争上の諸条件等を検証しつつ、新成長戦略も踏まえ、法人税のあり方について検討することとしている。

◎即ち、法人実効税率のさらなる引下げは視野に入れているものの、その検討は、かなり先になることが示唆されている。

◎法人実効税率については国税である法人税のみならず、地方税である法人住民税や法人事業税も併せた検討が必要であるが、地方課税については、「6. 地方税制」を参照されたい。

## 5. 資産課税

◎大綱では、相続税・贈与税について、2011 年度税制改正及び 2012 年度税制改正大綱において見送られた以下の見直しを実施することとしている。2015 年 1 月 1 日以後の相続・遺贈・贈与から適用することとしている。

### i. 相続税

#### (1) 基礎控除

○基礎控除額については、下記のとおり引き下げることとしている。

$$3,000 \text{ 万円} + 600 \text{ 万円} \times \text{法定相続人数} \leftarrow \text{現行制度} : 5,000 \text{ 万円} + 1,000 \text{ 万円} \times \text{法定相続人数}$$

#### (2) 税率構造

○税率構造については、最高税率を 55% に引き上げ、さらにブラケットについても、図表のとおり見直すこととしている。最高税率の引上げ及び高課税価格帯のブラケット幅の縮小により、高い遺産額の場合を中心に資産再分配機能の回復を図ることを目的としている。

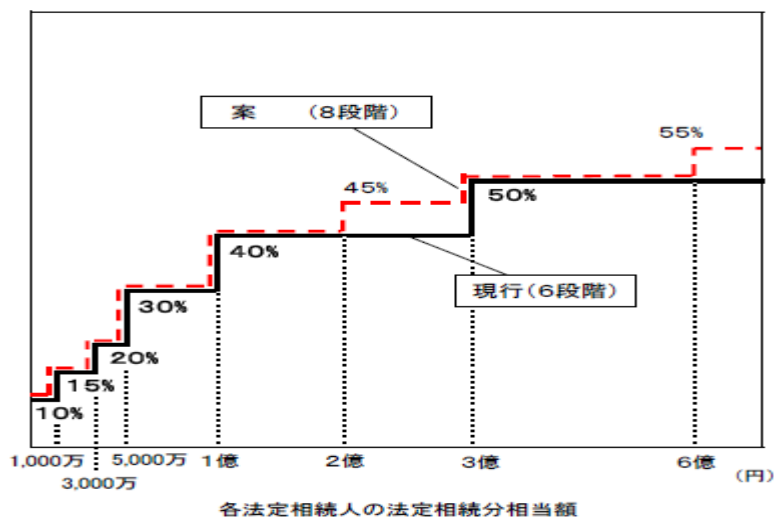
$$\text{算定式} : \text{各法定相続人の法定相続分相当額} \times \text{税率} - \text{速算控除額}$$

図表 1 相続税率 新旧比較

改正案			現行		
各法定相続人の法定相続分相当額	税率	速算控除額	各法定相続人の法定相続分相当額	税率	速算控除額
1,000 万円以下	10%		1,000 万円以下	10%	
1,000 万円超 3,000 万円以下	15%	50 万円	1,000 万円超 3,000 万円以下	15%	50 万円
3,000 万円超 5,000 万円以下	20%	200 万円	3,000 万円超 5,000 万円以下	20%	200 万円
5,000 万円超 1 億円以下	30%	700 万円	5,000 万円超 1 億円以下	30%	700 万円
1 億円超 2 億円以下	40%	1,700 万円	1 億円超 3 億円以下	40%	1,700 万円
2 億円超 3 億円以下	45%	2,700 万円			
3 億円超 6 億円以下	50%	4,200 万円	3 億円超	50%	4,700 万円
6 億円超	55%	7,200 万円			

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成





(出所) 政府税制調査会資料に基づき、大和総研資本市場調査部制度調査課作成

### (3) 死亡保険金に係る非課税限度額

- 現行制度では、500万円に法定相続人の人数をかけた金額を非課税限度額としているが、大綱では、適用対象となる法定相続人の範囲を制限することとしている。
- 具体的には、500万円に、未成年者、障害者、又は相続開始直前に被相続人と生計を一にしていた者のいずれかである法定相続人の数に乗じた金額を非課税限度額とする。

### (4) 未成年者控除・障害者控除

- 現行相続税法では、相続人が20歳未満の場合は、相続税額から、20歳に達するまでの年数×6万円の税額控除を認めている。相続人が障害者の場合には、相続税額から85歳に達するまでの年数×6万円（特別障害者は12万円）の税額控除を認めている。
- 大綱では、これらの税額控除額を下記のとおり引き上げることとしている。
  - 相続人が20歳未満の場合は、20歳に達するまでの年数×10万円
  - 相続人が障害者の場合には、85歳に達するまでの年数×10万円（特別障害者は20万円）

## ii. 贈与税

### (1) 税率構造

- 大綱では、高齢者から若年世代への生前贈与を促進し、財産の有効活用の観点から、子・孫などの直系卑属（20歳以上）への贈与の場合に、子・孫などの直系卑属に対し課される贈与税の税率構造を特別に緩和することとしている。具体的には、相続時精算課税制度の対象とならない贈与財産に係る贈与税の税率構造について、次のような見直しを行うこととしている。

算定式：受贈額（110万円控除後） × 税率 － 速算控除額

図表 2 ①20歳以上の者が直系尊属から贈与を受けた贈与財産の贈与税率新旧比較表（子・孫の場合）

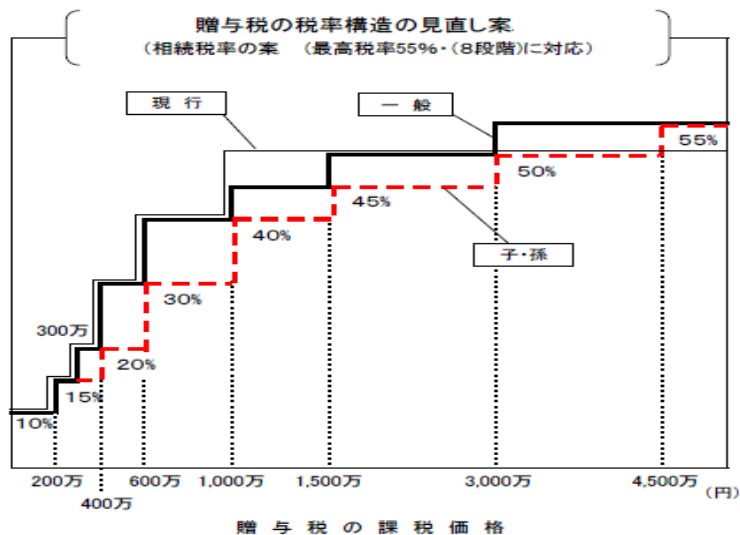
改正案			現行		
受贈額（110万円控除後）	税率	速算控除額	受贈額（110万円控除後）	税率	速算控除額
200万円以下	10%		200万円以下	10%	
200万円超 400万円以下	15%	10万円	200万円超 300万円以下	15%	10万円
400万円超 600万円以下	20%	30万円	300万円超 400万円以下	20%	25万円
600万円超 1,000万円以下	30%	90万円	400万円超 600万円以下	30%	65万円
1,000万円超 1,500万円以下	40%	190万円	600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,500万円超 3,000万円以下	45%	265万円	1,000万円超	50%	225万円
3,000万円超 4,500万円以下	50%	415万円			
4,500万円超	55%	640万円			

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成

図表 2 ②図表 2 (①) 以外の贈与財産の贈与税率の新旧比較表（一般）

改正案			現行		
受贈額（110万円控除後）	税率	速算控除額	受贈額（110万円控除後）	税率	速算控除額
200万円以下	10%		200万円以下	10%	
200万円超 300万円以下	15%	10万円	200万円超 300万円以下	15%	10万円
300万円超 400万円以下	20%	25万円	300万円超 400万円以下	20%	25万円
400万円超 600万円以下	30%	65万円	400万円超 600万円以下	30%	65万円
600万円超 1,000万円以下	40%	125万円	600万円超 1,000万円以下	40%	125万円
1,000万円超 1,500万円以下	45%	175万円	1,000万円超	50%	225万円
1,500万円超 3,000万円以下	50%	250万円			
3,000万円超	55%	400万円			

(出所) 大和総研資本市場調査部制度調査課作成



(出所) 政府税制調査会資料に基づき、大和総研資本市場調査部制度調査課作成

○なお、非課税限度額は、年 110 万円が変わらない。1 年間に贈与を受けた財産の価額を合計し、合計額から 110 万円を控除した額に対して税率が適用される。

## (2) 相続時精算課税

- 相続時精算課税制度は、生前贈与促進のため 2003 年度税制改正で導入された制度である。2,500 万円の特別控除額を超えない限り何回でも複数年にわたって非課税で贈与を行うことができ、特別控除額を超えた部分については一律 20%で課税される。その後、相続時において贈与を受けた財産を贈与時の時価で相続財産に加算して相続税を計算し、贈与時に支払った贈与税額（一律 20%を適用された税額）を相続税額から控除する。
- 現行制度では、相続時精算課税の適用を受けることができる受贈者は 20 歳以上の推定相続人（子）に限定されている。大綱では、対象となる受贈者に 20 歳以上である孫を加えることとしている。
- 一方、贈与者についても、現行制度では 65 歳以上という年齢要件があるが、大綱ではこれを 60 歳以上に引き下げることでとしている。
- ◎事業承継税制については、本税制の活用促進策や課税の一層の適正化策について検討を行い、一体改革の相続税部分の施行（2015 年 1 月 1 日から）に併せて見直しを行うこととしている。
- ◎相続税については、老後における扶養の社会化が高齢者の資産の維持に寄与している面もあることも踏まえ、課税方式を始めとした様々な角度から今後もそのあり方を検討することとしている。

## 6. 地方税制

- ◎大綱では、地方消費税を充実するとともに、地方法人課税のあり方を見直すことなどにより、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築する方向性を示している。
- ◎地方法人特別税及び地方法人特別譲与税は、一体改革に併せて抜本的に見直すこととしている。仮に、これらの税を廃止した場合、法人実効税率は、32.96%まで引き下げられる（復興特別法人税終了後の 2015 年度は 35.64%）。
- ◎ちなみに、主要国の法人実効税率（地方税を含む）は、米国（カリフォルニア州）は 40.75%だが、フランスは 33.33%、ドイツは 29.38%、英国は 26%、中国は 25%、韓国（ソウル）は 24.2%、シンガポールは 17%であり<sup>1</sup>、わが国の法人実効税率は、地方法人特別税及び地方法人特別譲与税を廃止してもなお、相対的に高いと言える。
- ◎税制を通じて地方自治を確立するため、現行の地方税制度を「自主的な判断」と「執行の責任」を拡大する方向で検討することとしている。

## 7. その他

- ◎社会保障・税共通番号（マイナンバー）制度の導入に伴い、申告書・法定調書に番号を記入することが必要となることから、マイナンバー法（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律）の整備法において所要の措置を講じることとしている。

それと共に、納税者利便の向上策や、「番号」の告知・本人確認の実効性向上のための措置、法定調書

---

<sup>1</sup> 詳細は、財務省のホームページ「法人所得課税の実効税率の国際比較」（2011 年 7 月現在）を参照のこと。  
[http://www.mof.go.jp/tax\\_policy/summary/corporation/084.htm](http://www.mof.go.jp/tax_policy/summary/corporation/084.htm)



の拡充等については、マイナンバー法と同法の整備法の成立後、納税者・事業者等の負担に配慮しつつ、引き続き検討することとしている。

- ◎国際課税については、国際的租税回避の防止による課税権の確保、投資交流の促進等によるわが国経済の活性化という基本的な考え方に立ち、今後とも必要に応じて対応することとしている。
- ◎国際連帯税については、これまでの議論や国際的な取組の進展を踏まえ、今後、真摯に検討を行うこととしている。
- ◎年金給付の支給停止を申し出ることによって年金財政に貢献しようとする動きを積極的に評価することを検討する必要があるとしている。

## 税制改革 工程表

【別紙 1】

	～2011 (H23) 年	2012 (H24) 年	2013 (H25) 年	2014 (H26) 年	2015 (H27) 年
<b>【消費税】</b>					
① 社会保障目的税化		● 一体改革法案		■ 26年4月実施	
② 税率(国・地方)		●		■ 26年4月 8%へ引上げ	■ 27年10月 10%へ引上げ
③ 課税の適正化		●		■ 上記②と併せて実施	
<b>【消費税以外の消費税等】</b>					
① 酒税					
② 地球温暖化対策のための税	→ 23年度改正→削除	● 24年度改正法案	■ 24年10月施行		
③ 燃料課税					
④ 車体課税					
⑤ 車体課税	22年度改正 (自動車重量税の負担軽減等)	● 24年度改正法案	■ 24年4・5月施行	当分の間税率見直し エコカー減税の拡充	27年3・4月 エコカー減税期限
⑥ 印紙税					
<b>【個人所得課税】</b>					
① 税率構造		● 一体改革法案			■ 27年1月施行
② 金融所得課税	23年度改正 (26年1月から本則税率化)			■ 26年1月 本則税率(20%)	
③ 諸控除					
a) 給与所得控除の上限設定	→ 23年度改正→削除	● 24年度改正法案	■ 25年1月施行		
b) 上記以外	22年度改正 (年少扶養控除廃止等) 23年度改正→削除 (成年扶養控除縮減)				
④ 高齢者・年金に関する税制					
<b>【法人課税】</b>					
法人実効税率	23年度改正等 実効税率5%引下げ 及び復興財源確保法	● 24年度～ 実効税率5%引下げ		復興特別法人税(～27年度)	27年度～ 実効税率5%引下げ実現
<b>【資産課税】</b>					
① 相続税・贈与税の見直し	→ 23年度改正→削除	● 一体改革法案 (23年度改正と同内容)			■ 27年1月施行
② 事業承継税制					■ 上記①と併せた施行
<b>【地方税制】</b>					
地方法人特別税・ 地方法人特別譲与税					
<b>【その他】</b>					
社会保障・税番号制度		● 番号(マイナンバー)法案 ・同整備法案		■ 26年中 「番号」を交付	■ 27年1月 「番号」の利用開始

(参考1) 上記の税制改革にあわせて、第2部第2章に記述している政治改革・行政改革への取組を進めていく。

(参考2) 東日本大震災からの復旧・復興財源を確保する観点から、上記の法人課税に係る措置のほか、個人所得課税について以下の措置が講じられている。

- ・復興特別所得税(平成25年～平成49年、所得税額の2.1%)
- ・個人住民税均等割の引上げ(平成26年6月～平成36年5月、年1,000円。)

(出所) 社会保障・税一体改革大綱